

令和3年7月「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」新旧対照表

改訂前（令和元年7月）	改訂後（令和3年7月）	改訂内容
<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p>1. 目的 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>2. 適用工事 三重県公共工事共通仕様書を適用する全ての工事とする。</p> <p>3. 対象工事 デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員と協議したうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（1）から（4）の全てを実施することとする。</p> <p>（1）対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3-(2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について協議するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p>	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p>1. 目的 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>2. 適用工事 三重県公共工事共通仕様書を適用する全ての工事とする。</p> <p>3. 対象工事 デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員と協議したうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（1）から（4）の全てを実施することとする。</p> <p>（1）対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、<u>三重県の写真管理基準（案）（以降、「写真管理基準」と称する）</u>「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について協議するものとする。 <u>使用機器の事例を以下に示す。</u> <u>【使用機器の事例】</u> <u>デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、https://www.jcomsia.org/kokuban</u> <u>ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</u></p>	<p>・ 準拠する基準の明確化</p> <p>・ 使用機器事例URLの変更</p>

改訂前（令和元年7月）	改訂後（令和3年7月）	改訂内容
<p>(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、上記1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「3-(2) 撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い 工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、上記2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「6. 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、上記2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p> <p>4. 工事発注時の特記仕様書記載 工事発注時は、別紙1の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書」を適用することとし、特記仕様書の適用条件欄の（「デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書を適用」）の項目にチェックを付け条件明示を行う。</p>	<p>(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、上記(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い 工事写真の取扱いは、写真管理基準及び、デジタル写真管理情報基準に準ずるが、上記(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」のとおりデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、上記(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以降、「小黑板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員に提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。</p> <p>【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、 https://www.jcomsia.org/kokuban ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>4. 工事発注時の特記仕様書記載 工事発注時は、別紙1の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書」を適用することとし、特記仕様書の適用条件欄の（「デジタル工事写真の小黑板情報電子化に係る特記仕様書を適用」）の項目にチェックを付け条件明示を行う。</p>	<p>・ 語句の修正</p> <p>・ 引用先の項番の訂正</p> <p>・ 引用先の項番の訂正</p> <p>・ 語句の修正</p> <p>・ 国の通知文との表現の統一</p> <p>・ チェックツール事例URLの変更</p>

改訂前（令和元年7月）	改訂後（令和3年7月）	改訂内容
<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書</p> <p>本工事において、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員と協議したうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。</p> <p>対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。</p> <p>1.対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「<u>3-2</u> 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について協議するものとする。</p> <p><u>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</u></p> <p>2.デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、上記1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「<u>3-2</u> 撮影方法」による。</p> <p>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3.黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、上記2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「<u>6. 写真編集等</u>」及びデジタル写真管理情報基準「<u>6. 写真編集等</u>」で規定されている写真編集には該当しない。</p>	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書</p> <p>本工事において、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員と協議したうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。</p> <p>対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。</p> <p>1.対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、<u>三重県の写真管理基準（案）（以降、「写真管理基準」と称する）</u>「<u>2 - 2</u> 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について協議するものとする。</p> <p><u>使用機器の事例を以下に示す。</u></p> <p><u>【使用機器の事例】</u></p> <p><u>デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、https://www.jcomsia.org/kokuban</u></p> <p><u>ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</u></p> <p>2.デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、上記1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「<u>2 - 2</u> 撮影方法」による。</p> <p>ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3.黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、上記2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「<u>2 - 5</u> 写真編集等」<u>のとおり</u>デジタル写真管理情報基準「<u>6. 写真編集等</u>」で規定されている写真編集には該当しない。</p>	<p>・ 準拠する基準の明確化</p> <p>・ 使用機器事例URLの変更</p> <p>・ 引用先の項番の訂正</p> <p>・ 引用先の項番の訂正</p>

改訂前（令和元年7月）	改訂後（令和3年7月）	改訂内容
<p>4.小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、上記2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（<u>以下</u>、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）の<u>チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を</u>搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、<u>小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。</u>なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p>	<p>4.小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、上記2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（<u>以降</u>、「小黑板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は<u>改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。</u>なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。<u>また、下記チェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。</u> <u>【チェックツールの事例】</u> <u>信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、</u> <u>https://www.jcomsia.org/kokuban</u> <u>ここでは、使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</u></p>	<p>・国の通知文との表現の統一 ・チェックツール事例URLの変更</p>